（記載例）

様式第５３（第７８条関係）

使用前自己確認結果届出書

年　　月　　日

○○産業保安監督部長　殿

住　所　○○○○丁目○○－△△

氏　名　○○

連絡先　電話番号：○○○－○○○－○○○　メールアドレス：○○@○○

電気事業法第５１条の２第３項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

１．確認年月日

別紙のとおり

２．確認の対象

発電所または発電設備の種類：風力発電所

発電所名称：○○発電所

発電所住所：〇〇県〇〇市〇〇××丁目××－△△

発電所出力：○○○kW

発電所電圧：○，○○○V

根拠条文：電気事業法施行規則別表第６第３項（若しくは別表第７第４項第○号）

（別表第７に該当する場合には、対象となる箇所の概要及び変更となる理由が分かる資料を添付すること）

３．確認の方法

別紙のとおり

４．確認の結果

別紙のとおり

５．確認を実施した者及び主任技術者の氏名（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名

別紙のとおり

６．当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

別紙のとおり

７．確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容

別紙のとおり

備考　１　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。

　　　※FIT認定を受けている場合、下記に設備IDをご記載ください（任意）

FIT設備ID：AA00000C00

**使用前自己確認結果届出書の別紙**

**風力発電設備の場合**

**（小規模電気工作物）**

風力発電所及び風力発電設備

確認方法に基づき、現地試験を全て実施した場合については、記録による確認は「無」にレ点を入れて下さい。

また、「有」にレ点を入れた場合は、その内容を備考欄に記載して下さい。

様式にある本別紙はA3版です。

本別紙はExcel版（A3版）もありますので、そちらを使っていただいても結構です。

尚、本記載例はあくまでも一例です。

確認方法や判定基準は書ききれない場合、別添用紙に記載してください。

| 番号 | 確認項目 | 確認内容（使用前自己確認方法の基本案） | 確認状況 | 判定結果 | 現地試験結果による確認の有無(1) | 記録による確認 | 規格に沿って確認を行った場合の規格番号 | 備考 | 確認者(2) | 確認年月日 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工場試験結果による確認の有無 | その他記録（図面、書類等）による確認の有無 |
| 1 | 外観検査 | 確認方法 | 検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。なお、判定基準の②、③、④、⑪を確認する場合は書類等によって確認することもできる。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | ☑有□無 | 　　確認者を委託する場合は連絡先を記載。（小規模のみ）該当する方にレ点を入れて下さい。（他の項目も同様） | 判定基準の②、③、④、⑪については書類等で確認した。 | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | ①中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第１９条第１０項）②必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第１７条～第１９条、第２１条、第２２条、第２４条、第２５条、第２７条～第２９条、第３７条）③高圧の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。（電技解釈第２１条）④アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第２３条）⑤高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。（電技解釈第３４条）⑥電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第３３条、第３４条、第３５条）⑦電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第３６条）⑧風力発電所の高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第３７条）⑨ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。（電技解釈第４０条）⑩発電機、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。（電技解釈第４２条）⑪検査の対象となる電気工作物が図面等の記載事項どおりに施設されていること。なお、支持物の基礎については、当該記載事項どおりに施設されていることが施工の状態が分かる写真や施工管理記録等により確認されていること。 |
| 2 | 侵入防止措置の確認 | 確認方法 | 取扱者以外の者に風車が危険である旨が表示されていること、さく・へい及び施錠装置等の立入防止措置が講じていることを確認する。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | □有☑無 | 　　 |  | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | ①風車が危険である旨の表示がされていること②風力発電設備周辺のさく・へい又は風車の支持物の出入口に立入を禁止する旨の標識等が表示されていること。③風力発電設備周辺のさく・へい又は風車の支持物の出入口に施錠装置等が施設されていること。 |
| 3 | 風車の安全停止の確認 | 確認方法 | 運転時に電源が遮断した場合において風車が設計上安全な状態を確保するような措置がとられていることを確認する。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | ☑有□無 | ＪＩＳ　Ｃ　１４００－２（２０２０） |  | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | 1. ＪＩＳ Ｃ１４００－１（２０１７）「設計要件」設計荷重ケース2.4 において設計最大回転数を超えていないこと、若しくはＣ１４００－２（２０２０）「小形風車」設計荷重ケース2.3 において設計最大回転数を超えていないこと。

②上記の無負荷試験において、異常な振動がないこと。 |
| 4 | 風車の雷保護装置の確認 | 確認方法 | 施工の際の構造計算書において設計地盤面から風車の翼の最高到達高が20 メートルを超える場合は雷撃から保護されていること確認する。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | ☑有□無 | ＪＩＳ Ｃ１４００－２４（２０１４） |  | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | 雷撃によって生ずる電流を安全に地中に流すことができる雷保護が日本産業規格ＪＩＳ Ｃ１４００－２４（２０１４）に適合していること。 |
| 5 | 圧油装置及び圧縮空気装置の耐力の確認 | 確認方法 | 圧油タンク及び空気タンクの材料及び構造が、最高使用圧力に対して十分に耐力があることを確認する。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | □有☑無 | □有☑無 | ☑有□無 | 　　 |  | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | 部品の強度計算書において、最高使用圧力に対する耐力があること。 |
| 6 | 風車を支持する工作物のタワーの確認 | 確認方法 | 構造計算書及び構造に用いた鋼材の検査証明書を用いて支持物の構造の安全を確認する。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | □有☑無 | □有☑無 | ☑有□無 | 　　 |  | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | ①構造計算書において適切な計算がなされていること。②材料証明書を用いて適切な材料を用いたことが確認できること。③施工写真や施工管理記録等で工事の計画に従って工事が行われていることを確認できること。 |
| 7 | 風車を支持する工作物の基礎の確認 | 確認方法 | 地盤調査報告書、構造計算書等を用いて基礎の安全性を確認する。施工時の写真等で適切な施工がされていることを確認する。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | □有☑無 | □有☑無 | ☑有□無 | 　　 |  | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | ①地盤調査報告書等で設計上必要な地盤の耐力があるか確認できること。②構造計算書で部材の耐力が外力よりも大きいことを確認できること。③施工写真や施工管理記録等で工事の計画に従って工事が行われていることを確認できること。 |
| 8 | 接地抵抗測定 | 確認方法 | 次に示す接地方法に応じて以下の測定方法により接地抵抗地を測定する。 ①機器ごとに接地する「単独接地」；直読式接地抵抗計による測定 ②いくつかの接地箇所を連絡して接地する「連接接地」；直読式接地抵抗計による測定 ③接地線を網状に埋設し、各交流点で連接する「網状（メッシュ）接地」；電圧降下法による測定 なお、連接接地法及びメッシュ接地法により接地されている場合であって、変更の工事の場合は、当該設備と既設接地極・網との導通試験に替えることができる。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | □有☑無 | 　 | 　 | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | 接地抵抗値が電技解釈第１７条又は第２４条第１項第２号で規定された値以下であること。 |
| 9 | 絶縁抵抗測定 | 確認方法 | ①低圧電路の絶縁測定は発電機の界磁回路等特に必要と認められる回路について行うものとする。②高圧及び特別高圧電路の絶縁抵抗測定は絶縁耐力試験の回路について行う。③絶縁抵抗の測定は、ＪＩＳ　Ｃ　１３０２「絶縁抵抗計」に定められている絶縁抵抗計を使用するものとし、低圧の機器及び電路については、５００Ｖ絶縁抵抗計、高圧又は特別高圧の機器及び電路については、１，０００Ｖ絶縁抵抗計を使用して測定する。④絶縁抵抗値は「１分値」を採用するものとする。ただし、被測定機器の静電容量が大きいため（長い地中ケーブル等を含む場合）短時間では絶縁抵抗計の指針が静止しないときは、指針が静止後の値を採用する。（３分以上測定を継続する必要はない。） | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | □有☑無 | 　 | 　 | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | ①低圧電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、電路の使用電圧が３００Ｖ以下で対地電圧が１５０Ｖ以下の電路では０．１ＭΩ以上、３００Ｖ以下で対地電圧が１５０Ｖを超えるものは０．２ＭΩ以上、３００Ｖを超える低圧電路では０．４ＭΩ以上であること。②高圧及び特別高圧の電路については、大地及び他の電路（多心ケーブルにあっては他の心線、変圧器にあっては他の巻線）と絶縁されていることが確認できること。 |
| 10 | 絶縁耐力試験 | 確認方法 | 電力回路や機器の使用電圧に応じて電技解釈第１４条から第１６条までに定められている試験電圧を印加する。また、特別高圧の電路、変圧器の電路及び器具等の電路の絶縁耐力を電技解釈第１５条第４号、第１６条第１項第２号、第１６条第６項第３号又は第１６号第６項第５号に基づき絶縁耐力試験を実施したことを確認できたものについては、常規対地電圧を電路と大地との間に連続して印加することができる。なお、常規対地電圧とは、通常の運転状態で主回路の電路と大地との間に加わる電圧をいう。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | ☑有□無 | □有☑無 | 　 | 　 | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | 試験電圧を連続して１０分間加えた後、絶縁抵抗測定を行い絶縁に異常のないこと。また、電技解釈第１５条第４号、第１６条第１項第２号又は第１６条第６項第３号によって実施した場合には、常規対地電圧を連続して１０分間加え、絶縁に異常がないこと。 |
| 11 | 保護装置試験 | 確認方法 | 電技解釈第３３条、第３４条、第３６条、第４２条又は第４３条で規定される保護装置ごとに、関連する継電器を手動等で接点を閉じるか又は実際に動作させることにより試験する。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | □有☑無 | 　 | 　 | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | 関連する遮断器、故障表示器、警報装置、遮断器の開閉表示等が正常に動作すること。 |
| 12 | 遮断器関係試験 | 確認方法 | ①付属タンク（アキュームレータを含む。以下同じ。）の容量試験遮断器又は開閉器について、操作用駆動源（圧縮空気、圧油等）の付属タンクの供給元弁を閉じて、圧縮空気等が補給されない状態で入切の操作を連続して１回以上（再閉路保護方式の場合は２回以上）行い、当該機器の動作、開閉表示器の表示を確認する。なお、遮断器に不完全投入（開放）を防止するための鎖錠装置がある場合は、付属タンクの圧力を変動させて鎖錠及び復帰用圧力継電器の動作を行わせ、当該機器の動作、開閉表示器の表示を確認する。②駆動力発生装置自動始動停止試験付属タンクの排出弁を静かに開いて圧力を徐々に下げ駆動力発生装置を自動始動させ、その時の圧力を測定する。駆動力発生装置が始動した後に排出弁を閉鎖して圧力を徐々に上げ、運転中の駆動力発生装置が自動停止する時の圧力を測定する。③駆動力発生装置付属タンク安全弁動作試験付属タンクの出口止め弁を閉めて、駆動力発生装置を運転して圧力を徐々に上げ、その付属タンクに設置してある安全弁の吹出圧力を測定する。 | □済☑対象外 | □合□否 | □有□無 | □有□無 | □有□無 | 　 | 操作用駆動源（圧縮空気、圧油等）の付属タンクを用いた遮断器、開閉器いずれも使用なし。 | 　 | 　 |
| 判定基準 | ①設定どおりの動作が行われること。②自動始動及び自動停止が設定圧力の範囲内で行われること。③安全弁の吹出圧力が付属タンクの最高使用圧力以下であること。対象外である場合は、その理由を備考欄に記載 |
| 13 | 総合インターロック試験 | 確認方法 | 発電設備を軽負荷運転させ、総合インターロックが作動する原因となる電気的要素及び機械的要素のそれぞれについて事故を模擬し、これに係る保護継電装置を実動作又は手動で接点を閉じて動作させる。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | □有☑無 | 　 | 　 | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | プラントが自動的かつ安全に停止するとともに関連する警報、表示等が正常に動作すること。 |
| 14 | 制御電源喪失試験 | 確認方法 | 発電設備を運転中に制御電源を喪失させたときに過渡変化する主要パラメーターの測定及び遮断器、開閉器等の開閉の状況並びに警報、表示等を確認する。なお、本試験により確認すべき内容が負荷遮断試験と併せて行える場合は、２つの試験を同時に実施することができるものとする。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | □有☑無 | 　 | 　 | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | プラントが自動的、かつ、安全に規定の状態に移行すること及び測定結果に異常が認められないこと並びに遮断器、開閉器が正常に動作し、かつ警報、表示等が正常に出ること。 |
| 15 | 負荷遮断試験 | 確認方法 | 発電設備出力の１／４負荷程度の運転状態で負荷遮断し、異常のないことを確認した後、４／４負荷運転で試験を行う。発電機電圧及び風車又は発電機の回転数等について、過渡変化を記録できる測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）により確認する。なお、発電設備内の交直変換装置について、必要な負荷運転での現地試験の実施が困難であった場合は、工場試験の結果から判断して支障ないと認められるものについては工場試験の記録により確認できるものとする。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | ☑有□無 | □有☑無 | 　 | 　 | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | 負荷遮断後、発電電圧等負荷遮断時に過渡変化するパラメーターの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。 |
| 16 | 遠隔監視制御試験 | 確認方法 | 発電制御所において、電技解釈第４７条の２で規定された被制御発電所の主機の自動始動停止操作、あるいは必要な遮断器等の開閉操作及び運転に必要な制御開閉器類の制御操作を遠隔で行い、当該機器が動作すること及び発電制御所に状態変化が表示されることを確認する。 | □済☑対象外 | □合□否 | □有□無 | □有□無 | □有□無 | 　 | 常時監視の設備のため対象外。 | 　 | 　 |
| 判定基準 | 被制御発電所の関係機器が正常に動作すること、及び被制御発電所の状態変化が正しく発電制御所又は技術員駐在所に表示されること。 |
| 17 | 負荷試験（出力試験） | 確認方法 | 発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。ただし、電技解釈第２０条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた電気器具及びＪＥＣ－２４７０（２０１７）（JEC－2470（2018）にて追補）に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた交直変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | ☑有□無 | □有☑無 | ＪＥＣ－２４７０（２０１７）（ＪＥＣ－２４７０（２０１８）にて追補） | 変圧器については電技解釈第２０条、逆変換装置についてはＪＥＣ－２４７０（２０１７）に基づく温度上昇試験が実施され、問題がないことを工場試験結果により確認した。 | 設置者○×株式会社○○　○○確認者△△　△△電話番号000-0000-0000メールアドレスOO＠▼▼.co.jp | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | 発電設備の各装置の定格は図面等どおりであり、かつ、異常が認められないこと。 |
| 18 | 関係法令の規定の遵守の確認 | 確認方法 | 　発電所、発電設備の工事が次に掲げる許可（以下「関係許可」という。）を要する行為を伴う場合において、当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを書類等により確認する。　 ①　砂防法（明治３０年法律第２９号）第４条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可　 ②　森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項の許可　 ③　地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第１８条第１項又は同法第４２条第１項の許可　 ④　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項又は第３０条第１項の許可 　⑤　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第７条第１項の許可 | ☑済□対象外 | ☑合□否 | ☑有□無 | □有☑無 | ☑有□無 |  | 関係許可を要する行為が当該関係許可を受けたところに従って行われていること確認した。 | 設置者○×株式会社○○　○○電気主任技術者△△　△△ | 令和○○年○月○日令和○○年 ○月○日 |
| 判定基準 | 関係許可を要する行為が当該関係許可を受けたところに従って行われていること。 |

1. この欄は、現地試験が困難で工場作動試験結果等の記録による確認で代替する場合には「無」とすること。
2. この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者（小規模事業用電気工作物である場合は不要。）の氏名、確認に係る業務を委託して行った場合（小規模事業用電気工作物である場合に限る）は、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先を記載すること。

対象となる許認可の完了を示す書類を保存するとともに、使用前自己確認届出書に添付してください。

連続運転（試運転）は実施したが、変圧器及び逆変換装置の温度上昇試験については、現地試験は行わず、工場試験結果により確認した場合については、現地試験結果による確認は「有」にして下さい。